松江市監査委員告示 第 5 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、令和3年3月19日付け松江市監査委員告示第3号で公表した定期監査(公営企業会計)の結果に基づき、松江市長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

令和 3年 4月21日

松江市監査委員 松 本 修 司 松江市監査委員 安 來 弘 喜 松江市監査委員 野 々 内 誠

措 置 報 告 書

監 査 結 果

- (1) 上下水道局(水道事業会計・下水道事業会計)
- ① 上下水道局では、松江市地域防災計画を踏まえて、上下水道局が担う役割を具体化した「松江市上下水道局 防災計画」を策定されたことは、大変評価できるところである。災害はいつ起こるか分からないものであることから、計画の実効性を高めるためにも、計画に基づいた防災訓練を実施するとともに、必要な建設改良事業を着実に進められたい。

措置状況

- (1)上下水道局(水道事業会計・下水道会計)
- ① 松江市上下水道局 防災計画に基づき、2月 27日に本局災害対策本部設置運営訓練を実施 した。

令和3年度は、応急給水拠点の設置等、関係 団体を含めた実働訓練を行うとともに、建設改 良事業については、令和元年度から実施してい る給水車用給水ベイ整備や、新規施策として、 応急給水用ポリタンク等の資機材調達、マンホ ール浮上防止対策を行う。

今後も、訓練を重ねる中で、建設改良事業の 精度を向上させ、新規施策を実施していく。

- (2) 上下水道局(水道事業会計)
- ① 今期の漏水量は、前年度同期と比べて 86,916 ㎡ (13.2%) 減少し、漏水割合も 0.7 ポイント改善している。引き続き、老朽管の 更新や漏水調査に基づく修繕に取り組むこと により、漏水を防ぎ、安定給水に努められた い。
- (2) 上下水道局(水道事業会計)
- ① 令和3年1月の寒波による凍結破裂漏水があったため下期の漏水量は増加傾向にあるが、引き続き老朽管や漏水多発路線の更新、漏水調査に基づく修繕を推進することで漏水防止並びに安定給水に努めていく。

- (3) ガス局 (ガス事業会計)
- ① 経年管対策については、経営戦略プランに沿って実施されているところであるが、計画どおりに進捗していない状況となっている。需要家が安心して安全にガスを使い続けることができるよう、経年管の改善を積極的に進められたい。
- (3) ガス局 (ガス事業会計)
- ① 経年本支管対策は、戦略プランと比較し計画 通りに進捗していない状況であり、その原因は 対策が進むにつれて延長数の少ない路線が残 り、施工効率が下がっているためです。

今後、実態に合ったプランに見直すととも に、年度早期の発注や需要家の無い経年管路線 の切り離し、他工事との共同施工などにより、 効率化を図り経年管対策を進めます。

宅地内の経年ガス管は、お客様の資産であり、取替費用はお客様の負担になります。今後も引き続き、定期ガス設備点検等の機会にガス管取替の提案をしてまいります。

- (4) 交通局(交通事業会計)
- ① 輸送の安全確保については、運輸安全マネジメント実施計画に基づき、乗務員、運行管理者を対象に研修を行い、事故防止に努めているところであるが、今期も既に4件の有責事故が発生しており、このうち3件が静止物への接触事故、1件が停車中の車両への追突事故である。引き続き、乗務員の安全意識の改善に加え、組織として事故を防止する体制構築に努められたい。
- ② 保有する定期車両56両のうち、16両が車齢20年を超えており、車両更新時期を迎えている。 今後は環境面にも配慮し、最新の排出ガス規制 に適合した車両への更新に努められたい。

- (4) 交通局(交通事業会計)
- ① 運輸安全マネジメント実施計画に基づき、運転技術の向上と安全意識の改善に向け、効果的な安全教育及び添乗指導を行うとともに、組織として事故防止に対する体制構築に一層努めてまいります。また、地域に根ざした公共交通機関として社会的に重要な役割を担っていることを常に乗務員に認識させ、安全安心を最優先に事故防止に努めます。
- ② 一般定期車両16両に加え、レイクライン車両6両、計22両が車齢20年を超えていることから、経営健全化計画に基づき、年次的に更新するよう市長部局と協議を進めてまいります。

なお、排出ガス規制適合車両や燃費基準達成 車両の導入はもとより、併せてバリアフリー化 基準を満たしたノンステップバスの導入を進 め、利用者の利便性向上にもつなげてまいりま す。

- (5) 市立病院 (病院事業会計)
- ① 歯科口腔外科において発生した治療費未請求事案について、自由診療における治療費請求 事務の見直しを図り、同種事案の再発を防止する組織体制を構築されたい。
- (5) 市立病院 (病院事業会計)
- ① 条例等に基づく治療費の請求を怠った行為 が地方公務員法上の法令等に従う義務に違反 しており、損害賠償請求の訴状を提出していま す。
 - 一方、当該職員からは自身の処分に対する不 服申し立ての訴状が出されていますが、裁判に おいて公務員として認識を改めるよう求めて まいります。

また、今回のような未請求事案だけでなく、 診療現場で発生する問題や課題に対し、早期に 対応できるよう、請求事務担当(委託業者)と 病院事務局の連携を強化し、令和2年7月から 月1回、報告書にて情報共有を行うなど、チェ ック体制を強化しています。